

おくやみ ガイドブック

～ご遺族のための手続き案内～

土浦市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/8203>



ご遺族のみなさまへ

ご親族の方のご逝去に心からご冥福をお祈りいたします。

土浦市では、ご遺族の方が届出をおこなう市役所での手続きと市役所以外の主な手続きについて、おくやみガイドブックを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このガイドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

土浦市

市役所での手続きチェックリスト	P.2
市役所での手続き	P.3
空家を相続される方へ	P.17
市役所フロア案内	P.18
市営斎場のご案内	P.19
市役所以外での主な手続き一覧	P.23
ご遺族メモ	P.25

市役所での手続きチェックリスト

亡くなった方が以下に該当する場合は、担当窓口での手続きが必要となります。

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができる
おくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/8203>



亡くなった方		該当	主な手続き	担当窓口	参照ページ
住民登録	印鑑登録をしている マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちである	☐		市民課 窓口第一係 窓口第二係	P.3
医療保険 (健康保険)	国民健康保険に加入している	☐	保険証等の返還・世帯主変更	国保年金課 国保賦課係	P.5
			葬祭費の申請	国保年金課 国保給付係	P.5
	後期高齢者医療制度に加入している	☐	保険証等の返還 葬祭費の申請 給付受領申請書の提出		P.5
医療福祉	医療福祉費支給制度（マル福）を受けている	☐	受給者証の返還	国保年金課 医療福祉係	P.6
	18歳未満のお子さんがいる	☐	医療福祉費支給制度（マル福）の申請 （ひとり親世帯になったとき）		P.6
年金	年金を受給している	☐	未支給年金の請求	国保年金課 国民年金係	P.7
	国民年金に加入したことがある	☐	死亡一時金・遺族基礎年金・寡婦年金の請求		P.7・8
介護保険	65歳以上または要介護認定を受けている	☐	介護保険被保険者証の返還	高齢福祉課 介護管理係	P.9
こども	児童手当の受給者または支給対象児である	☐	受給者変更または喪失の届出		P.9
	児童扶養手当の受給者または支給対象児である	☐	受給者変更または喪失の届出		P.10
	18歳未満のお子さんがいる	☐	児童扶養手当の申請（母子または 父子世帯になったとき）	こども政策課 児童福祉係	P.10
	義務教育修了前のお子さんがいる	☐	遺児手当の申請		P.10
	特別児童扶養手当の受給者または支給対象児である	☐	受給者変更または喪失の届出		P.11
障害福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 福祉手帳を所有している	☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害 者保健福祉手帳の返還	障害福祉課 障害審査係	P.11
	障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付） を受けている	☐	受給者証の返還	障害福祉課 障害福祉係	P.12
	障害等を事由とする手当を受けている	☐	手当喪失の届出	障害福祉課 障害対策係	P.12
税金	市税等の口座振替をしている	☐	振替口座の変更届出	納税課 管理係	P.13
	未登記家屋を所有している	☐	未登記家屋の名義変更	課税課 家屋係	P.13
	固定資産税が課税されている	☐	現所有者の届出	課税課 土地係 家屋係	P.14
	原動機付自転車・小型特殊自動車等を 所有している	☐	廃車または名義変更の届出	課税課 市民税係	P.14
上下水道	上下水道の使用にあたり登録されている	☐	上下水道使用者の変更届	第一環境(株)土浦営業所	P.15
	農業集落排水を利用している	☐			
	井戸水を使用している世帯で、下水道を 利用している	☐	利用世帯員数の変更届	第一環境(株)土浦営業所 または 下水道課管理係	P.15
霊園	市営霊園の利用者として許可を受けている	☐	市営霊園の使用権承継の承認申請	環境衛生課 衛生管理係	P.16
住宅	市営住宅に入居している	☐	継承、異動または明渡の届出	住宅営繕課 住宅係	P.16

市役所での手続き

土浦市役所 ☎ 029-826-1111

印鑑登録証、マイナンバーカード（個人番号カード）

◇ 届出の必要はありません。

担当窓口

【印鑑登録証】市民課窓口第一係係 1階 35 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2286）

【マイナンバーカード】市民課窓口第二係 1階 34 窓口 ☎ 029-826-1111（内線2604）

その他

- 死亡届出によって印鑑登録証は抹消されます。
- マイナンバーカード（個人番号カード）は失効しますが、返納の必要はありません。

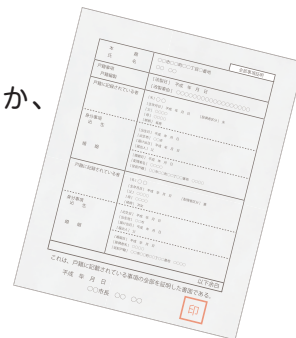
亡くなった方の戸籍取得方法

亡くなった方の本籍地が土浦市の場合に取得可能です。

本庁舎 1 階市民課、または支所・出張所にて請求できます。

土浦市以外に本籍地がある場合は、本籍地の市区町村にご請求いただくか、次ページの広域交付にてご請求ください。

戸籍の届出をしてから戸籍謄本が発行できるようになるまで、届出を出された市区町村によって異なりますが、1～3週間程度を目安としてください。



請求者

- ① 亡くなった方の配偶者・直系親族（父母・子）等
請求可能です。
- ② 亡くなった方の兄弟姉妹・代理人
 - ① の方の委任状
または
兄弟姉妹の方は正当な理由があると認められる場合は、請求可能です。

持ち物

請求者の本人確認が必要です。

本人確認書類として次のものをお持ちください（AまたはBのどちらか）。

(A) 請求者本人の顔写真がついているもの（官公庁発行のもの） **1種類**
マイナンバーカード（個人番号カード）、自動車運転免許証、パスポート 等

(B) 請求者本人の顔写真がついていないもの **2種類**
健康保険証＋年金手帳 等

戸籍法の一部を改正する法律の施行により、令和6年3月1日から戸籍証明書等の広域交付ができるようになり、土浦市が本籍地でない方でも、土浦市に戸籍の請求ができるようになりました。

広域交付については、戸籍の届出をしてから戸籍謄本が発行できるようになるまで、4週間程度を目安としてください。

また、一部の戸籍請求については、事前予約が必要となる場合や、システム上交付ができない戸籍等については、本籍地への請求をご案内する場合があります。

請求者

亡くなった方の配偶者・直系親族（父母・子）等

※郵送や委任状を持参しての代理での請求はできません。

持ち物

請求者の本人確認が必要です。

本人確認書類として次のものをお持ちください。

請求者本人の顔写真がついているもの（官公庁発行のもの） **1種類**
マイナンバーカード（個人番号カード）、自動車運転免許証、パスポート 等

戸籍証明の取得

亡くなった方の戸籍証明の取得には次の二通りがあります。

どちらのパターンの証明が必要なのか各お手続き先にご確認ください。

（ア）死亡したことが記載されている戸籍証明（1枚で確認可）

（イ）亡くなった方の出生から死亡までの戸籍証明（複数に渡ることが多い）

戸籍謄本（全部事項証明書）・除籍謄本・改製原戸籍謄本等は全て戸籍証明です。亡くなった方によってどの戸籍証明が該当になるのかが異なりますので、ご請求の際には「(ア)または(イ)の戸籍証明が必要」とお申し付けください。

お問い合わせ先

1階 **35** 窓口 市民課第一窓口係 ☎ 029-826-1111（内線 2286）

国民健康保険の手続き

◇ 亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合は、次の手続きが必要です。

◆ 保険証等の返還

◆ 世帯主変更

※亡くなった方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合

◆ 葬祭費の支給申請

持ち物

- 亡くなった方の国民健康保険証または資格確認書
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
- 同じ世帯の方の国民健康保険証または資格確認書（世帯主変更の場合のみ）
- 葬祭を行ったことを確認できるもの（会葬礼状の写し、または葬儀の領収書の写し）
※喪主のフルネームが記載されているもの
- 喪主の振込先の口座番号がわかるもの
- 喪主のはんこ

受付窓口

【保険証等の返還・世帯主変更】 国保年金課国保賦課係 1階 **21**・**22** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2296）

【葬祭費の支給申請】 国保年金課国保給付係 1階 **23** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2295）

期 限

【保険証等の返還・世帯主変更】 早めにお手続きください。

【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の翌日から2年以内

後期高齢者医療制度の手続き

◇ 亡くなった方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、次の手続きが必要です。

◆ 保険証等の返還

◆ 葬祭費の支給申請

◆ 給付受領申請書の提出

持ち物

- 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ）
- 葬祭を行ったことを確認できるもの（会葬礼状の写し、または葬儀の領収書の写し）
※喪主のフルネームが記載されているもの
※埋火葬のみを行った場合は「埋火葬許可証」をお持ちください。
- 喪主の振込先の口座番号がわかるもの
※喪主以外に振り込む場合は委任状とはんこが必要です。

受付窓口

国保年金課医療福祉係 1階 **24** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2406）

期 限

【保険証等の返還】 早めにお手続きください。

【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の翌日から2年以内

【給付受領申請書の提出】 早めにお手続きください。

医療福祉費支給制度（マル福）の手続き①

- ◇ 亡くなった方が医療福祉費支給制度(マル福)の受給者であった場合は、受給者証の返還が必要です。

持ち物

- 亡くなった方の受給者証

期 限

早めにお手続きください。

医療福祉費支給制度（マル福）の手続き②

- ◇ 18歳未満のお子さんがある方が亡くなり、ひとり親家庭になったときは、医療福祉費支給制度の申請ができる場合があります。 ※所得制限があります。

持ち物

- 申請者の医療保険(健康保険)証または資格確認書
- 申請者のはんこ
- 申請者の所得証明書（土浦市で所得確認ができない方）

受付窓口

国保年金課医療福祉係 1階 **25** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2316）

期 限

早めにお手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

年金関係の手続き①

◇ 未支給年金の請求

年金の受給者が亡くなったとき、その方に支払われるはずの年金が残っていたり、年金を受給する権利がありながら受給していなかった方が亡くなった場合は、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他三親等内の親族であれば、未支給年金の請求ができます。

持ち物

- 亡くなった方の年金証書
- 亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍（原本）等（配偶者は省略できる場合があります。）
- 請求者の住民票謄本（マイナンバーカードがあれば省略可）
- 請求者名義の金融機関の通帳

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

※遺族厚生年金が請求できる方の場合、年金事務所での手続きになります。（問い合わせ先 P.23参照）

受付窓口

国保年金課国民年金係 1階 **19**・**20** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2290）

期 限

基準日から5年以内

年金関係の手続き②

◇ 死亡一時金の請求

国民年金第1号被保険者として3年以上の国民年金保険料納付済期間があり老齢基礎年金等を受給せずに亡くなった場合に、生計を同じくしていた親族に支給されます。

親族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。

持ち物

- 亡くなった方の基礎年金番号通知書または年金手帳
- 亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍（原本）等（配偶者は省略できる場合があります。）
- 請求者の住民票謄本（マイナンバーカードがあれば省略可）
- 請求者名義の金融機関の通帳

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

国保年金課国民年金係 1階 **19**・**20** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2290）

期 限

基準日から2年以内

年金関係の手続き③

◇ 遺族基礎年金の請求

国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある妻や夫」または「子」に支給されます。支給期間は、子が18歳に達した年度末になるまで、あるいは1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで。

持ち物

- 亡くなった方の基礎年金番号通知書または年金手帳
- 亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍（原本）等（配偶者は省略できる場合があります。）
- 請求者の住民票謄本（マイナンバーカードがあれば省略可）
- 請求者の所得証明書（マイナンバーカードがあれば省略可）
- 死亡診断書の写し
- 請求者名義の金融機関の通帳

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

国保年金課国民年金係 1階 **19**・**20** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2290）

期 限

基準日から5年以内

年金関係の手続き④

◇ 寡婦年金の請求

国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間等が10年以上ある夫が、年金を受けずに亡くなった場合に10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給されます。

持ち物

- 亡くなった方の基礎年金番号通知書または年金手帳
- 亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍（原本）等（配偶者は省略できる場合があります。）
- 請求者の住民票謄本（マイナンバーカードがあれば省略可）
- 死亡診断書の写し
- 請求者名義の金融機関の通帳

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

国保年金課国民年金係 1階 **19**・**20** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2290）

期 限

基準日から5年以内

介護保険の手続き

- ◇ 亡くなった方が65歳以上または要介護認定を受けていた場合は、介護保険被保険者証の返還が必要です。

持ち物

- 亡くなった方の介護保険被保険者証
 - 介護保険負担割合証、負担限度額認定証（お持ちの方のみ）
- ※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にご確認ください。

受付窓口

高齢福祉課介護管理係 1階 **13**・**14** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2463）

期 限

早めにお手続きください。

児童手当の手続き①

- ◇ 亡くなった方が児童手当を受給していた場合は、受給者変更の手続きが必要です。

持ち物

- 申請者の健康保険証
 - 振込先の口座番号がわかるもの（申請者、児童）
 - 申請者の本人確認書類
- ※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にご確認ください。

受付窓口

こども政策課児童福祉係 1階 **8**・**9** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2304）

期 限

亡くなった日の翌日から15日以内

児童手当の手続き②

- ◇ 亡くなった方が支給対象の児童であった場合は、受給事由消滅または額改定の届出が必要です。

受付窓口

こども政策課児童福祉係 1階 **8**・**9** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2304）

期 限

亡くなった日の翌日から15日以内

児童扶養手当の手続き

- ◇ 亡くなった方が児童扶養手当を受給していた場合は、受給者変更の手続きが必要です。
- ◇ 亡くなった方が支給対象の児童であった場合は、資格喪失または額改定の届出が必要です。
- ◇ 18歳以下のお子さんがいる方が亡くなり、そのお子さんを養育する方は、児童扶養手当を受給できる場合があります。 ※所得制限があります。

持ち物

- 受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

こども政策課児童福祉係 1階 **8・9** 窓口 ☎ 029-826-1111 (内線 2304)

期 限

早めにお手続きください。

※手当の受給が認定された場合は、申請翌月から支給開始になります。

遺児手当の申請

- ◇ 父母またはその一方が亡くなり、義務教育終了前の児童を養育するようになった場合は、遺児手当の申請ができます。

持ち物

- 振込先の口座番号がわかるもの（申請者）
- 亡くなったことを証明する書類（戸籍謄本等）
※亡くなった方が土浦市に住民登録をされていた場合は不要です。
- 申請者の本人確認書類

受付窓口

こども政策課児童福祉係 1階 **8・9** 窓口 ☎ 029-826-1111 (内線 2304)

期 限

早めにお手続きください。

※手当の受給が認定された場合は、申請日から支給開始になります。

特別児童扶養手当の手続き

- ◇ 亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた場合は、受給者変更の手続きが必要です。
- ◇ 亡くなった方が支給対象の児童であった場合は、資格喪失または額改定の届出が必要です。

持ち物

- 受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

こども政策課児童福祉係 1階 **8・9** 窓口 ☎ 029-826-1111 (内線 2304)

期 限

早めにお手続きください。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還

- ◇ 亡くなった方が上記のいずれかの手帳をお持ちであった場合は、返還が必要です。

持ち物

- 所持されている手帳
(税控除等、各種手続きの際に手帳の写しが必要な方はコピーをとったうえで返還してください。)

受付窓口

障害福祉課障害審査係 1階 **4・5・6** 窓口 ☎ 029-826-1111 (内線 2365)

期 限

早めにお手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

障害福祉サービス受給者証の返還

- ◇ 亡くなった方が障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）を受けていた場合は、受給者証の返還が必要です。

持ち物

- 障害福祉サービス受給者証

受付窓口

障害福祉課障害福祉係 1階 **4・5・6** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2343）

期 限

早めにお手続きください。

障害等を事由とする手当の喪失の手続き

- ◇ 亡くなった方が次の手当を受給していた場合は、手当喪失の届出が必要です。

- ◆ 心身障害児（者）福祉手当
- ◆ 難病患者福祉手当
- ◆ 特別障害者手当、障害児福祉手当または経過的福祉手当

持ち物

- 未支給分の振込先の口座番号がわかるもの（ご遺族のもの）
- はんこ（ご遺族のもの）

受付窓口

障害福祉課障害対策係 1階 **4・5・6** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2339）

期 限

早めにお手続きください。

市税等の口座振替手続き

- ◇ 亡くなった方の口座から、固定資産税・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替をしていた場合は、口座振替の解約または口座振替の変更登録の手続きが必要です。

持ち物

- 口座振替解約⇒納税義務者（亡くなった方を含む）のはんこ、通帳印
- 口座振替変更⇒納税義務者（亡くなった方を含む）のはんこ
新しく登録する口座番号がわかるもの（通帳等）、通帳印

受付窓口

納税課管理係 2階 **8** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2230）

期 限

早めにお手続きください。

未登記家屋の名義変更

- ◇ 亡くなった方が未登記家屋をお持ちであった場合は、未登記家屋名義変更届書の提出が必要です。

持ち物

- 相続したことがわかる書類（①・②のいずれか）
 - ① 遺産分割協議書（相続関係図、被相続人の出生から死亡までの全戸籍謄本及び相続人であることがわかる戸籍謄本、相続人全ての印鑑証明を添付）
 - ② 遺産分割協議書未作成の場合は未登記家屋名義変更届書に法定相続人全員の連名（実印押印）を記入。（被相続人の出生から死亡までの全戸籍謄本及び相続人であることがわかる戸籍謄本、相続人全ての印鑑証明書を添付）
- 新しい所有者のはんこ

受付窓口

課税課家屋係 2階 **17** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2260）

期 限

早めにお手続きください。

現所有者の届出

- ◇ 亡くなった方が土地・家屋を所有している場合は、現所有者申告書（納付書の送付先の指定）の提出が必要です。

持ち物

- 現所有者のはんこ

受付窓口

課税課土地係・家屋係 2階 **17** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2228・2337）

期 限

早めにお手続きください。

原動機付自転車・小型特殊自動車等の廃車・名義変更の届出

- ◇ 亡くなった方が原動機付自転車、小型特殊自動車の名義人であった場合は、廃車または名義変更の届出が必要です。

持ち物

- 手続きの種類によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

課税課市民税係 2階 **16** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2493）

期 限

早めにお手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

上下水道使用者の変更手続き

- ◇ 亡くなった方が市の上下水道を使用するにあたり登録されていた場合は、使用者の変更の届出が必要です。

受付窓口

第一環境(株)土浦営業所 土浦市田中3丁目8-32 ☎ 029-822-3040

期 限

早めにお手続きください。

利用世帯員数の変更手続き

- ◇ 農業集落排水を利用されていた世帯の方や、井戸水を使用されている世帯で、下水道を利用していた世帯の方が亡くなった場合は、利用世帯員数の変更の届出が必要です。

受付窓口

第一環境(株)土浦営業所 土浦市田中3丁目8-32 ☎ 029-822-3040

または

下水道課管理係 4階 **5** 窓口 ☎ 029-826-1111 (内線 2250)

期 限

早めにお手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

市営霊園の手続き

- ◇ 亡くなった方が市営霊園の利用者として許可を受けている場合は、使用権承継の承認申請が必要です。

持ち物

- 墓地の使用許可証
- 亡くなった方と新使用者の続柄が確認できる戸籍謄（抄）本
- 亡くなった方の戸籍抄本

受付窓口

環境衛生課衛生管理係 2階 **22** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2407）

期 限

早めにお手続きください。

市営住宅の手続き

- ◇ 亡くなった方が市営住宅に入居していた場合は、次の手続きが必要です。

- ◆ 亡くなった方が名義人で、同居者が新たな名義人となる場合
承継届出が必要です。承継する場合には、名義人として必要な要件があります。
- ◆ 名義人ではない、同居の方が亡くなった場合
異動届出が必要です。
- ◆ 市営住宅を退居される場合
明渡届出をしていただくほか、立会いのもと退居検査が必要となります。退居検査前までには、畳表の張替え、ふすまの張替え、入居者が破壊した部分の修繕等を行っていただきます。また、家具類の搬出のほか、入居中に取付けたエアコン等機器類の取外しや処分を行ってください。
電気・ガス・水道等は使用停止の手続きをしてください。
月の途中で退居したときの家賃は日割りとなるほか、未納家賃等がなければ、入居時にお預かりした敷金を返還します。

持ち物

- 手続きの種類によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

住宅営繕課住宅係 4階 **8** 窓口 ☎ 029-826-1111（内線 2420・2421）

期 限

早めにお手続きください。

空家を相続される方へ

個人の財産である建物や土地は、登記の手続きがされていなくても、相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。名義が変更されていないと売買や賃貸をする際にも、契約ができないため、すみやかに登記手続きを行いましょう。

また、人が住まなくなった建物の傷み（劣化）はとても早く進行します。瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりする等して、他人に損害を与えた場合、損害賠償を問われる可能性がありますので、定期的な管理をお願いします。

土浦市では空家所有者と移住希望者との橋渡しを進める「空家バンク」に取り組んでいます。また、相続時から3年以内に家・敷地等を譲渡した場合には、譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けられる制度等もあります。空家の処分、活用をお考えの方は、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

【相続登記に関すること】

茨城司法書士会 ☎ 029-225-0111

【不動産売買に関すること】

（公社）全日本不動産協会茨城県本部 ☎ 029-244-2417

（公社）茨城県宅地建物取引業協会土浦・つくば支部 ☎ 029-825-6161

【3,000万円の特別控除に関すること】

土浦税務署 ☎ 029-822-1100

【空家バンク、その他空家に関すること】

土浦市生活安全課 ☎ 029-826-1111（内線 2240）

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

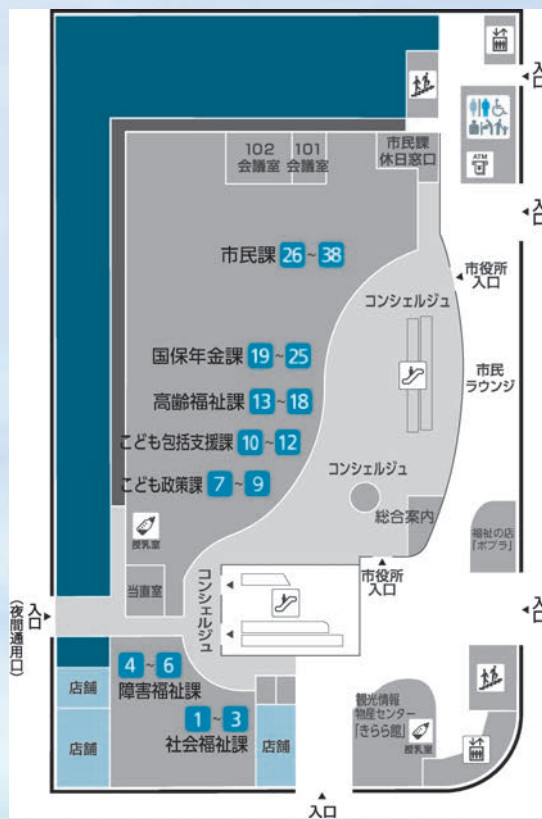
.....

.....

.....

市役所フロア案内

1F



2F



3F



4F



土浦市営斎場 ごあんない



〒300-0048

土浦市田中二丁目16番33号

TEL 029-824-2013

FAX 029-824-4711

市営斎場のご利用について

1. 休場日

①火葬場・・・・・・友引の日 及び 1月1日～3日

②式 場・・・・・・1月1日～3日

ただし、1月4日以降の直近の開場日2日間については、本市の住民の利用に限ります。
(本市以外の住民が、本市で死亡し、やむを得ない事情により火葬を急ぐ場合を除きます。)

2. 申し込み方法

・火葬・式場・お清め室・待合室・・・市営斎場へ直接申し込んでください。

3. 火葬場の利用について

①メガネ・ビン・ライター・カメラ・缶詰等燃えにくい物や爆発する恐れのある物は、お棺の中へ入れないようお願いします。

また、ペースメーカーを装着の方は職員にご連絡ください。(取り外す必要はありません。)

②許可時刻の30分前までに到着してください。なお、棺の受入れは、許可時刻の1時間前からとなります。

4. 式場の利用について

①花輪の持込は、禁止です。

②花・盛籠等の供物は、合計10基以内です。制限を超える物は、場内に持込できません。

また、花祭壇を行う場合には、事前に斎場管理者の許可を受けてください。

③遺族控室が利用できます。

④式場の利用時間は、午後3時から24時間とします。

準備及び片付け等に関しましては、時間を厳守していただきますようお願いいたします。

なお、式場返却時には、使用前の状態にお戻しください。

5. お清め室の利用について

①ご飲食ができますので、忌中払い等にお使いください。

②午後3時火葬予約の方のご利用は、午後4時まで使用可能となります。

6. 通夜の利用について

①遺体のまま通夜を行う場合は、付き添いが必要です。5名以内でお願いします。

②午後8時30分以降は、遺体に付き添われる方以外はお引取り願います。

③仮眠は、遺族控室を利用してください。(寝具の用意はありません)

④ローソク・抹香・線香等の火気の使用は、午後10時までです。使用に際しては、火の元に十分注意してください。

⑤午後9時に場内を全て施錠します。以降の出入りは、所定の場所(夜間出入口)から行ってください。

7. お清め室、待合室、遺族控室等の利用について

①パントリー、給湯室に茶器等が備え付けてあります。使用前・使用後は、必ず斎場職員にお声掛けくださいようお願いいたします。なお、使用後は、洗って元の位置に戻してください。また、湯のみ等を破損した場合には、すみやかに申し出ください。

②湯茶の接待は、全て「セルフサービス」でお願いします。

③仕出し料理等の持込は自由ですが、後片付けは、使用者の責任において行ってください。

また、持込みになられた飲食物等から発生したゴミは、必ずお持ち帰りください。

8. その他

①斎場職員に対する心付け(チップ等)は、お断りします。

②場内は、禁煙です。所定の場所で喫煙願います。

③式場、会議室ではご飲食できません。また、待合ホールでの湯茶の接待はできません。

自動販売機を御利用ください。

市営斎場 利用料金

1. 火葬場利用料金

区 分	種 別	単 位	金 額	
			本市の住民	本市以外の住民
死体の火葬	13歳以上	1体	5,000円	50,000円
	13歳未満	1体	3,000円	30,000円
	死産児	1胎	2,000円	20,000円
	身体の一部		2,000円	20,000円
汚物の焼却	出産に付随する汚物等	1個	2,000円	20,000円

備考

- ・汚物の焼却で1個とは、汚物を入れる紙箱で、1辺の長さがそれぞれ37cm以下のものをいう。
- ・本市の住民とは、死亡者（死産児についてはその父または母）または利用者（葬儀を執行する者に限る。）が住民基本台帳法の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

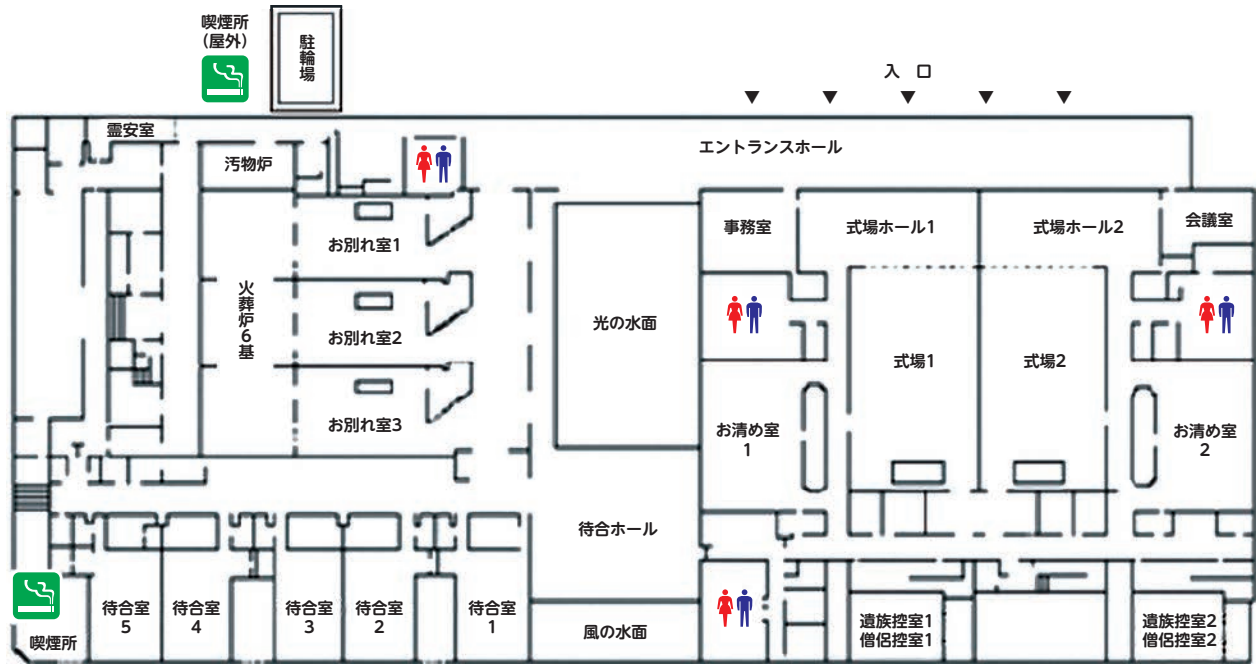
2. 式場等利用料金

区 分		単 位	金 額	
			本市の住民が利用する場合	本市以外の者が利用する場合
式場	通夜に使用する場合	1回につき	53,990円	161,950円
	告別式に使用する場合	1回につき	45,840円	137,500円
お清め室		1回につき	14,260円	42,780円
待合室		1室につき 2時間	9,170円	27,500円
霊安室		1棺で 24時間	2,040円	6,120円
会議室		4時間	4,080円	12,230円
待合ホール			無 料	

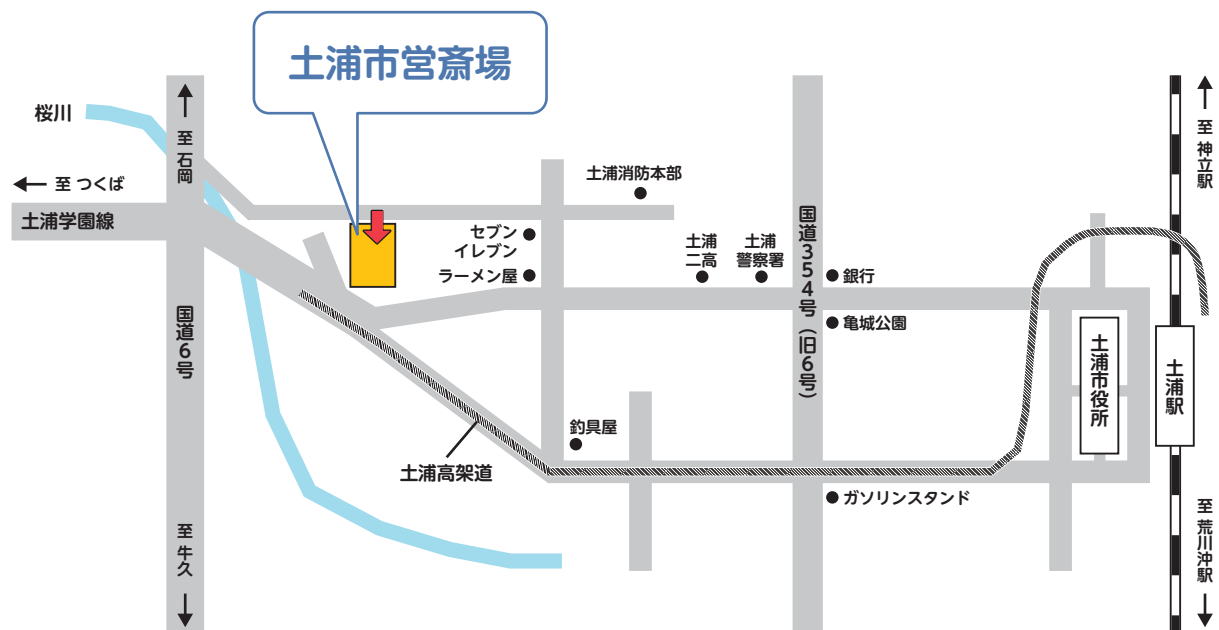
備考

- ・単位時間は、準備及び片付けに要する時間を含むものとする。
- ・利用時間が単位の時間に満たない場合であっても、単位の時間に相当する利用料金を徴収するものとする。
- ・本市の住民とは、死亡者（死産児についてはその父または母）または利用者（葬儀を執行する者に限る。）が住民基本台帳法の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- ・この表に定める金額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

市営斎場 平面図



市営斎場 案内図



市役所以外での主な手続き一覧

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先等
運転免許証	返納	土浦警察署 ☎ 029-821-0110 土浦市立田町1-20
		運転免許センター ☎ 029-293-8811 東茨城郡茨城町長岡3783-3
軽自動車	名義変更・廃車等	軽自動車検査協会 茨城事務所土浦支所 つくば市島名字前野3915 ☎ 050-3816-3106
普通自動車	税金に関する手続き	土浦県税事務所（自動車税） 土浦市真鍋5-17-26 ☎ 029-822-7205
	名義変更・廃車等	茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 土浦市卸町2-1-3 ☎ 050-5540-2018
バイク（125cc超）	名義変更・廃車等	茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 土浦市卸町2-1-3 ☎ 050-5540-2018
国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	土浦税務署 土浦市城北町4-15 ☎ 029-822-1100
年金	年金に関する手続き	日本年金機構土浦年金事務所 土浦市小松1-3-33 ハトリビル1・2階 ☎ 029-825-1170
不動産登記	土地・家屋等所有者の 移転（相続）登記等	水戸地方法務局土浦支局 土浦市下高津1-12-9 ☎ 029-821-0783
遺言書	遺言書の検認・開封 相続の放棄等	水戸家庭裁判所土浦支部（家裁書記官室） 土浦市中央1-13-12 ☎ 029-821-4349
生命保険等	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座等	口座凍結の解除の手続き	各金融機関 等
株式等	名義変更	各証券会社 等
国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社

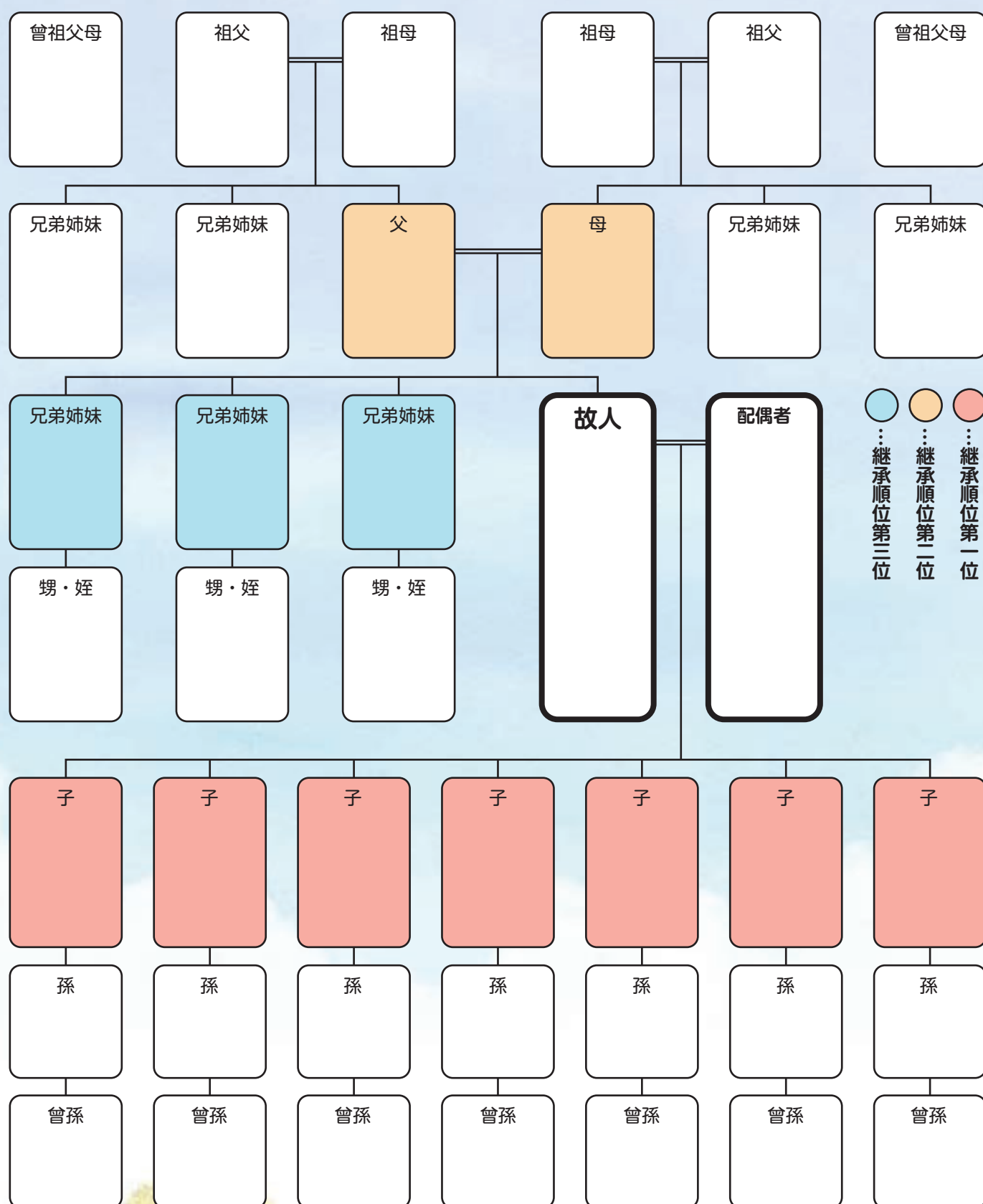
MEMO

ご遺族メモ/相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
☒	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数
☒	不動産の相続登記	3年以内	相続人の権利を保全するために、相続登記をしましょう。なお、令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。詳しくは水戸地方法務局土浦支局へお尋ねください。 【問い合わせ先】 水戸地方法務局土浦支局登記部門 ☎029-821-0783

ご遺族メモ/家系図 (3親等内の親族)



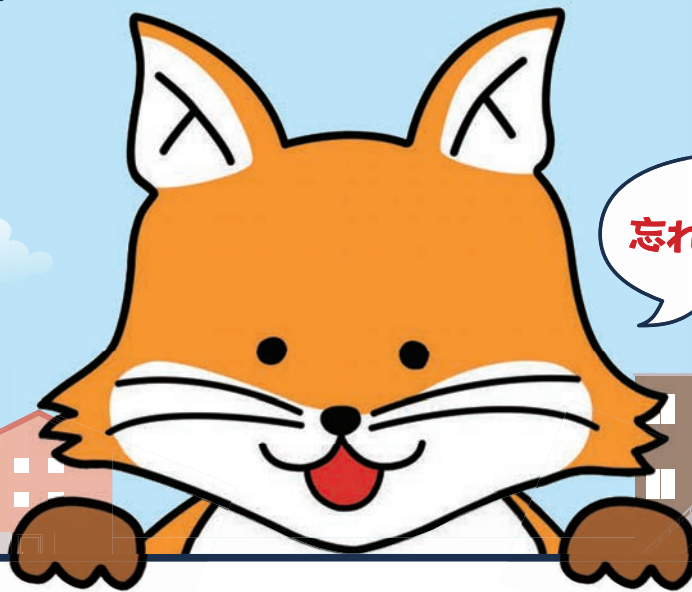
被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)を御覧ください。

ご遺族メモ/故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

不動産を相続したら かならず**相続登記!**

令和6年4月1日から**義務化**されました



忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!

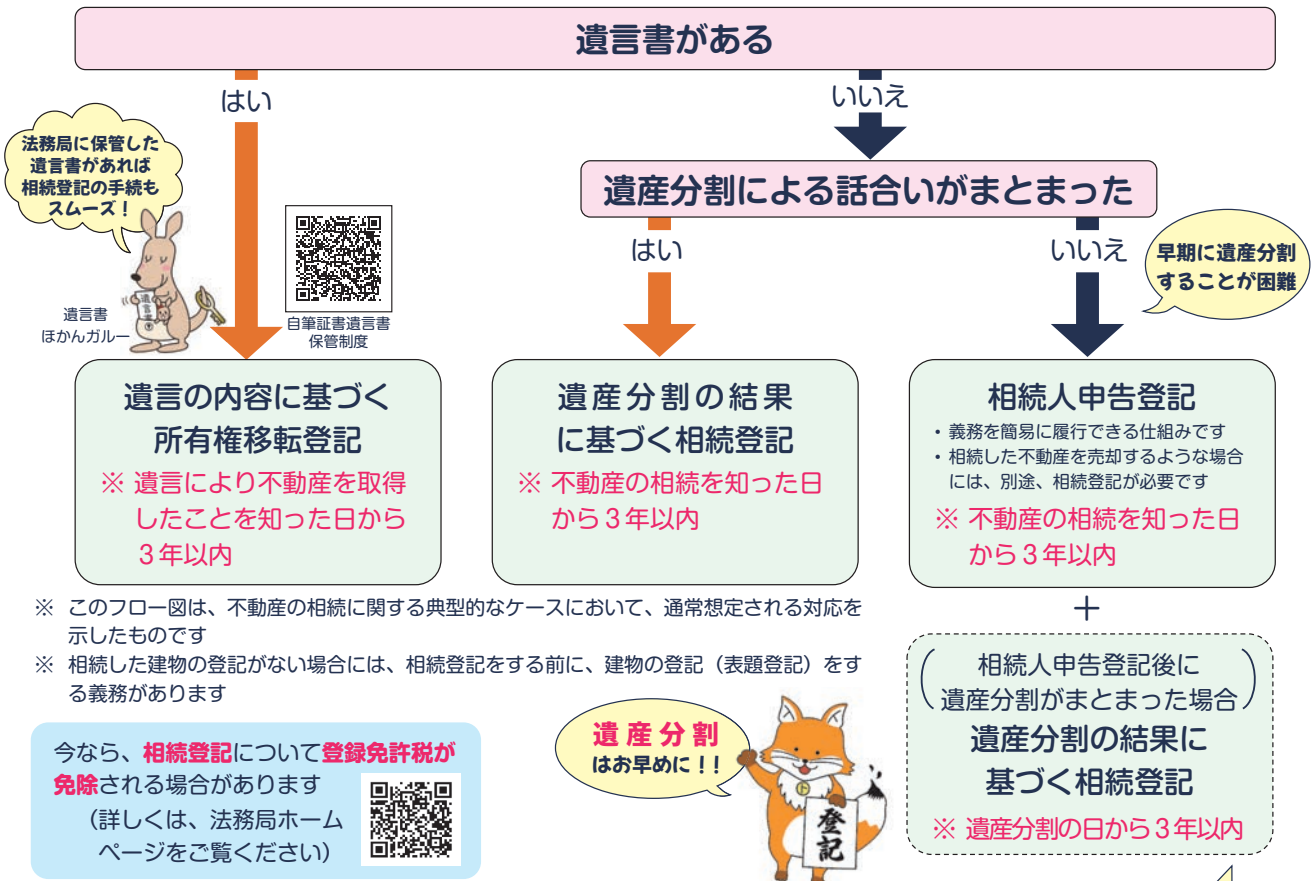


「シラナカッタヌキ」



不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります



相続登記について知りたいときは

- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「**登記申請手続のご案内**」（登記手続ハンドブック）を提供しています



- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています

（各法務局の案内については）
こちらから



（ウェブ登記手続案内について）
はこちら



- **専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）に相談**したい場合は、こちら

日本弁護士連合会の
ホームページ（法律
相談のご案内）



日本司法書士会連合
会のホームページ
（登記手続のご案内）



日本土地家屋調査士
会連合会のホーム
ページ（表示に関す
る登記のご案内）



あなたの相続手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

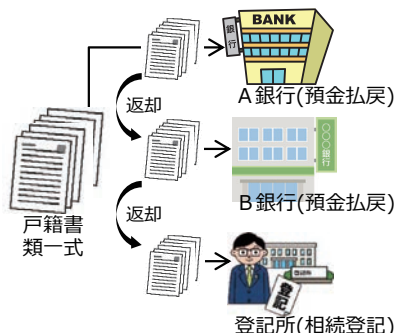


相続登記の申請（令和6年4月1日から義務化）をはじめとする各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

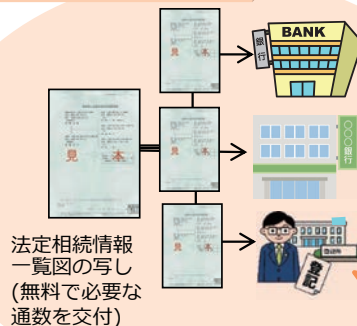
※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要

●本制度を利用しない場合



●本制度を利用した場合



ポイント！

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

さらに！

令和6年4月1日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続きでは、申請書に法定相続情報番号を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます！

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集



STEP 2

法定相続情報
一覧図の作成



STEP 3

申出書の記入・
登記所へ申出



法定相続情報一覧図
の写しの交付

戸除籍謄本等の束の代わりとして
各種相続手続きへお使いください。

令和6年4月1日から申請義務化！
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです



法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。

水戸地方法務局				本局	029-227-9922	日立支局	0294-21-2253
常陸太田支局	0294-73-0221	土浦支局	029-821-0783	龍ヶ崎支局	0297-62-0225	鹿嶋支局	0299-83-6000
下妻支局	0296-43-3937	つくば出張所	029-851-8186	取手出張所	0297-83-0057	筑西出張所	0296-22-3495

MEMO

MEMO

MEMO

発 行 土浦市市民生活部市民課
編 集 / 制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025年5月作成

